

神河町地域おこし協力隊募集要項

神河町は、兵庫県のほぼ中央に位置し人口約 10,000 人の町です。南北方向に JR 播但線と国道 312 号線、播但連絡自動車道が走り、中国縦貫自動車道が近くにあることから、京阪神まで約 1 時間 30 分以内という交通アクセスに恵まれています。

一方で、町の面積は、202.23 平方キロメートルで、その 8 割を山林が占めており、千ヶ峰を筆頭に、千ヶ峰・暁晴山など、1,000m 級の山々に囲まれています。峰山・砥峰高原は関西地方でも有数の高原地帯となっており、自然志向型の都市住民との交流の場ともなっており、豊かな自然を生かした観光振興に取り組んでいます。

神河町では、神河町観光協会職員として従事しながら、豊かで美しい自然と豊かな観光資源を活用した人と人とのふれあいを大切にした活動や、町の魅力を広く情報発信していただける地域おこし協力隊を募集します。

地域おこしや地域活性化などに積極的に取り組む意欲があり、地域住民とコミュニケーションをとりながら活動ができる方、「地域を盛り上げたい!」という熱意のある方の応募をお待ちしています。

1 募集人員

神河町地域おこし協力隊【観光協会事務局員】 1 人

2 業務内容

(1) 一般社団法人神河町観光協会の事務等【週 4 日】

- ・観光案内所の物産販売、観光案内
- ・協会主催事業・イベント等の企画運営
- ・町内外で開催される観光イベントへの出展
- ・町内観光施設等の特色を生かした相互連携の推進
- ・地域の観光資源を活用した振興施策の立案および実施に関する業務

(2) 活動期間終了後の神河町内で起業、就業するための隊員の特性に合わせた自主活動【週 1 日】

3 募集対象

次の条件を全て満たす方とします。

(1) 年齢 20 歳以上の方（令和 7 年 4 月 28 日現在）

(2) 申込み時点で 3 大都市圏をはじめとする都市地域（※）に在住している方、または、2 年以上 3 年以内の地域おこし協力隊経験を有し、かつ、地域おこし協力隊の退任から 1 年以内である方で、採用後に神河町に住民票を移し、居住できる方。

※地域要件（3 大都市圏内の「条件不利地域」に該当しない地域、政令指定都市）

【3 大都市圏】…埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の全区域

【条件不利地域】…次の①から⑦のいずれかに該当する地域

- ① 過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）②山村振興法③離島振興法④半島振興法⑤奄美群島振興開発特別措置法⑥小笠原諸島振興開発特別措置法⑦沖縄振興特別措置法

【政令指定都市】…札幌市、仙台市、新潟市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、川崎市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

(3) 任用期間を全うする意思があり、地域活性化に意欲と情熱を持って地域課題解決のため

めに地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方

- (4) 任期満了後も神河町に定住する意志がある方
- (5) 普通自動車運転免許を有している方
- (6) パソコン(ワード・エクセル等)の一般的な操作、及びSNS等を活用した情報発信ができる方
- (7) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方
- (8) 町の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (9) 居住する地域の行事等に地域住民として積極的に参加できる方
- (10) 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない方

地方公務員法抜粋

(欠格事項)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者
- 2 該当地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、該当処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 16 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以降において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 任用形態及び期間

- (1) 神河町会計年度任用職員として任用し、一般社団法人神河町観光協会へ派遣します。
- (2) 着任予定日は、令和 7 年 7 月 1 日(火)です(応相談)。
- (3) 任用期間は着任の日から 1 年間とし、勤務成績によって最長 3 年間まで延長します。
- (4) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

5 給与 月額 218,839 円(社会保険料等自己負担分を含む)

※賞与については、条例・規則により支給します。

通勤手当、時間外勤務手当等は、必要に応じて支給します。

6 勤務日数、勤務時間及び勤務予定場所

(1) 勤務日数

土・日、祝日を含め、週 5 日勤務を基本とします(観光協会職員とのシフト調整による。水曜日は定休日で原則休日)。5 日のうち 1 日は、任期終了後の自立に向けた活動が可能です。

(2) 勤務時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分(基本) ※業務内容によって変わります。

(3) 勤務場所

一般社団法人神河町観光協会(神河町鍛冶 142 番地 47)

7 待遇及び福利厚生等

- (1) 社会保険等(健康保険、雇用保険、労災保険、厚生年金)に加入します。
- (2) 町が認めた住居を借りる場合、町が住居家賃を負担します。
ただし、上下水道料金、電気料金、電話料金、ガス料金等は、自己負担となります。
- (3) 神河町までの交通費、引っ越しに必要な経費は、自己負担となります。

- (4) 活動に使用する車両の借上料、燃料代は、町が負担します。ただし、活動に無関係な時は私用車をご利用ください。(私用車をお持ちでない場合はご相談ください。)
- (5) その他活動に必要な経費は、予算の範囲内で支給します。

8 応募手続

(1) 応募期間

締切日 令和7年5月30日(金) 午後5時必着

(2) 応募方法

郵送または持参

※メールやFAXでの受付はしません。提出された書類は返却しません。

(3) 提出書類

- ① 神河町地域おこし協力隊応募用紙
- ② 住民票の抄本 (応募時点のもの)
- ③ 普通自動車運転免許証の写し (両面をコピーしてください)
- ④ その他 PR 資料 (任意)

9 選考方法

(1) 第1次選考 (令和7年6月6日(金) までで随時)

応募用紙をもとに書類選考します。選考結果は、応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考 (令和7年6月中旬予定)

第1次選考合格者を対象に、神河町役場において面接試験を実施します。

最終選考結果は、応募者全員に文書で通知します。

(3) その他

- ① 応募に係る経費 (書類申請、面接試験に伴う交通費等) は、全て応募者の負担となります。
- ② 全ての選考結果は書面にて通知します。選考結果、選考内容に関わるお問合せには一切お答えいたしかねます。
- ③ 応募の際にお預かりした個人情報 は本募集のみに使用し、その他の用途には一切使用いたしません。
- ④ 提出書類に虚偽の記載がなされた場合は、採用を取り消す場合があります。

10 応募先・問い合わせ先

〒679-3116

兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地

神河町ひと・まち・みらい課 地域おこし協力隊担当

TEL 0790-34-0002 (直通) / FAX 0790-34-0691

E-mail : hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp